

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年 7月17日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契 約 課)

記

業務名	広野町浄水場井戸洗浄調査業務		
業務場所	宇治市広野町八軒屋谷 27		
委託期間	令和8年8月26日 ～ 令和8年10月30日 66日間		
業務概要及び条件	広野町浄水場井戸洗浄調査業務 (1) 揚水試験（洗浄前及び洗浄後） 一式 (2) 揚水機撤去・据付 一式 (3) 井戸内カメラ調査（洗浄前及び洗浄後） 一式 (4) 井戸内洗浄・浚渫 一式		
予 定 価 格	¥7,618,600 (税込)	最低基準価格	¥5,333,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～②の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録 ②上水道施設における深井戸水中カメラ調査及び洗浄業務実績（元請、過去10年以内）			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和8年7月23日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙、参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和8年8月19日(水) 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前 払 金	無	部 分 払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和8年7月17日（金）午前9時から
令和8年7月30日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。
- ・令和8年4月1日以降に発注する案件については、指名業者を事後公表とします。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

広野町浄水場井戸洗浄調査業務

仕 様 書

宇治市上下水道部

水 管 理 セ ン タ ー

第1章 一般事項

(適用)

第1条 本仕様書は、宇治市上下水道部水管理センターの発注する「広野町浄水場井戸洗浄調査業務」の契約において適用する。

(仕様書)

第2条 本仕様書は、契約書によるほか細部に係る事項を一般事項および特記事項に示す。

(業務内容)

第3条 業務内容は、第2章特記事項に示す。

(環境保全)

第4条 受注者は、本業務の実施にあたり、作業現場の環境保全に努めることはもちろんのこと、当該施設周辺についても悪影響を与えないようにしなければならない。

(施設保全)

第5条 受注者は、本業務の実施にあたり、当該施設の施設保全のため必要な養生を行うものとする。万が一施設を汚染又は損傷した場合は、受注者はこれを修復しなければならない。

(安全衛生)

第6条 受注者は、業務の実施にあたり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 1 労働安全衛生法および関係法令を遵守し、作業の安全を図らなければならない。万が一事故が発生した場合は、直ちに関係機関に通報するとともに担当職員に連絡し、適切な処置を施すものとする。
- 2 作業現場は混乱のないよう適切な人員を配置して現場の秩序を維持し、整理整頓を行い、保健衛生および安全管理に努めなければならない。
- 3 当該施設のクレーン等機械設備並びにコンセント等電気設備を使用する作業は、事前に担当職員の承諾を得て、十分に安全確認を行った上で使用しなければならない。
- 4 作業は、機器等製造業者の認める基準や方法に基づき安全に行わなければならない。なお、技能資格が必要な作業を行う場合は、専門の資格を有する者に行わせなければならない。

(事前調査)

第7条 受注者は、現場状況や発注図書記載事項その他について綿密な事前調査を行い、状況を十分把握した上で業務にあたらなければならない。

(競合工事等)

第 8 条 受注者は、競合する工事等がある場合は、競合相手と連絡し、作業の相互進捗を図るとともに、互いに協力し合わなければならない。なお、競合部分の作業については必要の都度、担当職員と協議するものとする。

(作業時間等に関する事項)

第 9 条 受注者は、現場での作業実施において、以下の事項を遵守するものとする。

- 1 作業は、祝日を除く月曜日から金曜日までの平日の日間において、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯内に制限するものとする。
- 2 作業上の都合で前項の制限から逸脱する必要がある場合は、事前にその理由および作業内容を担当職員に報告するものとし、承諾を得た場合においてのみ作業実施できるものとする。
- 3 作業実施日は、作業開始前および終了後に、必ず担当職員に作業内容等を報告するものとする。
- 4 作業の都合上、既設機器や施設の運転停止が必要となる場合は、事前に担当職員に連絡し、作業実施の承諾を得るものとする。
- 5 上水処理の都合上、やむを得ない事由により、担当職員が作業の一時中断を指示した場合は、受注者は速やかに従うものとする。

(承諾又は立会確認が必要な事項)

第 10 条 受注者は、当該施設内で作業を行う場合、作業用車両の占用駐車場所、作業員の休憩場所のほか作業上支障となるものの仮処置等について、担当職員と事前に協議した上で、承諾又は立会確認を受けなければならない。

(作業終了時の処置)

第 11 条 受注者は、作業終了時は速やかに廃材および仮設物を撤去し、作業現場を清掃して原形復旧しなければならない。

(受注者の負担)

第 12 条 本仕様書・発注図書に定められるもののほか、以下に掲げる事項は、受注者が負担しなければならない。

- 1 業務実施上必要となった軽微な作業費用。
- 2 第 5 条および第三者に損害を与えた場合の賠償費用。
- 3 官公署届出手続きにかかる一切の費用。
- 4 その他、担当職員が指示する書類の作成費用。

(提出書類)

第 13 条 受注者は、次に掲げる書類を遅滞なく担当職員に提出しなければならない。

- 1 契約後 5 日以内に、業務処理計画書（契約書第 3 条）・着手届（契約書第 6 条）・業務金額内訳書・工程（予定）表。
- 2 契約後速やかに、業務担当責任者・技術者届および下請負（委任）通知書。
- 3 現場施工前に、工程（実施）表および本業務で使用する材料、部品等の材料通知書並びに第 2 章特記事項に示された承諾図等の承諾申請書類。
- 4 業務完了時に、業務完了届・業務報告書・業務写真（着手前から完了時まで各工程順に整理編集したもの）。

(完了検査)

第 14 条 受注者は、業務完了届提出後、本市検査職員による検査（契約書第 17 条）を受検しなければならない。

(業務金額の請求)

第 15 条 受注者は、業務完了検査合格後、請求書（契約書第 18 条）を提出するものとする。なお、業務金額の支払いは銀行振込一括払いとする（振込先明示のこと）。

(その他)

第 16 条 本仕様書に記載なき事項については、担当職員と協議の上決定するものとする。

第2章 特記事項

1. 業務概要

本業務は、広野町浄水場井戸の洗浄と調査を行い、取水能力の回復と内部の点検を行うものである。

2. 業務名称

広野町浄水場井戸洗浄調査業務

3. 業務内容

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 揚水試験（洗浄前及び洗浄後） | 一式 |
| (2) 揚水機撤去・据付 | 一式 |
| (3) 井戸内カメラ調査（洗浄前及び洗浄後） | 一式 |
| (4) 井戸内洗浄・浚渫 | 一式 |

4. 業務場所

所在地 宇治市広野町八軒屋谷 27
施設名 広野町浄水場

5. 業務期間

契約日 ～ 令和8年10月30日

6. 各種仕様

(1) 広野取水井戸（地下水）仕様

ケーシング：SUS管、 $t=8.0\text{mm}$ 、 $\phi 350\text{mm}$ 、深度 166m

スクリーン： $\phi 350\text{mm}$ 、巻線型スクリーン（SUS304）、45.6m

取水ポンプ： $\phi 65\text{mm} \times 0.42 \text{ m}^3/\text{min} \times 92\text{m} \times 11\text{kW}$

揚水管： $\phi 80\text{mm} \times 88\text{m}$ （SUS 2.75 $\times$ 32 本）

竣工：令和3年3月

7. 業務細目

(1) 揚水試験（洗浄前及び洗浄後）

受注者は洗浄前に揚水試験を行い洗浄前の井戸能力を確認すること。

洗浄後は試運転を行った後に洗浄揚水、段階揚水試験、連続揚水試験、水位回復試験を行い、井戸能力と洗浄効果を確認する。

(2) 揚水機撤去・据付

取水ポンプ、揚水管、水位計保護管、水位計及びケーブルは既設品を再使用するものとし、引揚げた揚水管、水中ポンプ及び水位計保護管は高圧洗浄を行うこと。高圧

洗浄に必要な器具は受注者が用意すること。

据付にあたって必要な締結部品等は新品を受注者が用意するものとする。

(3) 水中カメラ調査（洗浄前及び洗浄後）

ケーシング内部（ケーシング接続部、ポンプ据付部、スクリーンの損傷及び閉塞状況）の観察と記録をすること。

観察は 360 度全周を撮影し記録すること。なお、観察の際は、井戸内部に濁りが残らないような措置を講じること。

(4) 井戸内洗浄・浚渫

井戸内の洗浄は、ブラッシング洗浄、スワビング洗浄、埋没浚渫を実施すること。

なお、発生した汚泥と濁水は、広野浄水場内にある天日乾燥床へポンプ又は車両にて移送すること。

(5) 深度測定

井戸の深度を測定し、堆積物の除去状況を確認すること。

(6) 試運転

圧力値、電流値、揚水量、各種動作の確認を行い、着手前より悪化していないことを確認すること。

(7) 調査報告

揚水試験等の結果から、井戸の能力や今後の井戸の水運用について評価・検討を行うこと。

井戸内において異常が認められた場合は、原因を解析して更生工事の工法を検討すること。

井戸内水中カメラ調査の記録を電子データで提出すること。

8. その他

(1) 作業日程については、担当職員と協議の上、決定するものとする。

(2) 本仕様書に明記されていない事項については、社団法人日本水道協会監修「井戸等の管理技術マニュアル（2014）」及び「水道工事標準仕様書【設備工事編】（2010）」によるものとする。

(3) 井戸洗浄後の水中カメラ調査及び揚水試験の結果、井戸の能力の回復が確認できず、かつスクリーンの目詰まりや未洗浄箇所が確認された場合は、受注者の責任と負担において再度洗浄を行うこと。

(4) 現在稼働中の水道施設で業務を行うため、事前に綿密な作業計画を立案し、担当職員との協議・承諾のうえ実施すること。万一、関連設備に障害を起こした場合は、受注者の責任と負担において復元すること。

(5) 本業務の実施に必要な電気・水道等は受注者が用意すること。なお、取水ポンプの運転に必要な電気は発注者が提供する。

(6) 業務中に新たに交換・補修の必要のある部品や部位を発見した場合は、担当職員と

の協議により対応を決定するものとする。

- (7) 配管の接続部を開放した場合は、パッキン類を取り替えるものとする。
- (8) 業務実施にあたり必要な設備の操作は発注者が行うものとする。
- (9) 業務中に発生した廃棄物は受注者が適正に処分すること。

位置図
広野町浄水場



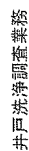
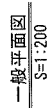
広野町浄水場

立命館宇治、
中学校・高等学校

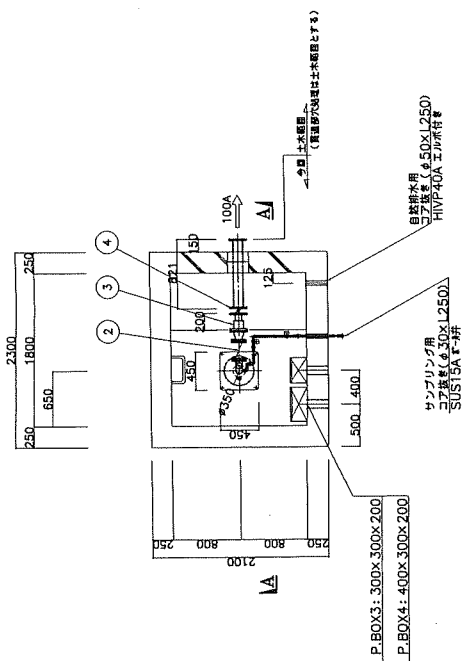
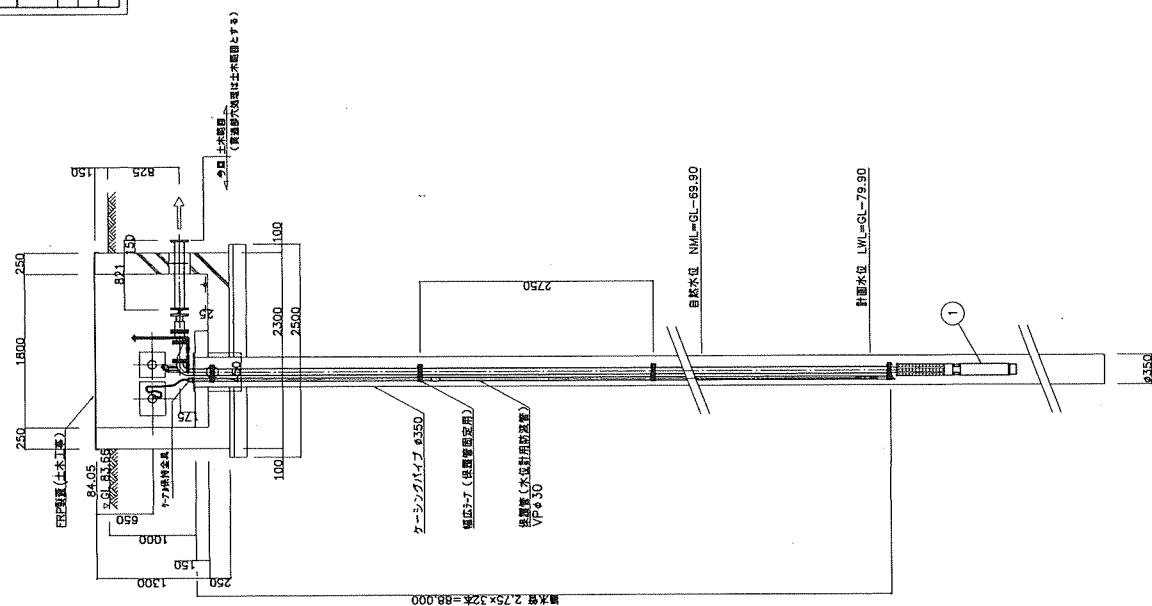
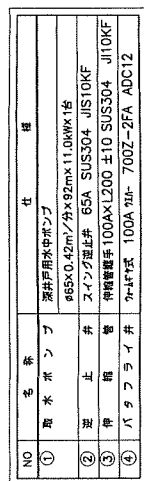
【業務内容】

- (1) 揚水試験(洗浄前及び洗浄後)
- (2) 揚水機撤去・据付
- (3) 井戸内カメラ調査(洗浄前及び洗浄後)
- (4) 井戸内洗浄・浚渫

一式
一式
一式
一式



工書備考	宇治市立野町八軒歴史資料室ほか
図書情報	一般平題図
縮尺	1:200

$$S=1/30$$


平 面 圖 S=1/30

A—A 断面図 S=1/30

竣工図		令和元年度
工事名	庄野南水場 水た設備新設工事	
工事場所	宇治市 広野町 八軒屋敷 地内5小	
図面種類	取水ポンプ設備図	
縮尺	1/30	
工期	令和元年度12月1日～平成32年2月28日	
図面番号	3	45

ボーリング№.	02601204#799
---------	--------------

標尺 (m)	深度 (m)	層厚 (m)	柱状図	地質	色調	記事	標本 地下水位 番号	井戸構造			標尺 (m)	孔内検層	
								管番号	管長 (m)	管位 (m)		比抵抗 ρ ($\Omega\cdot m$)	極間 距離 (m)
	2.00	2.00						39	3.50	3.50		0.60m	
	5.00	3.00	表土					38	4.00	7.50		1.00m	
10								37	4.00	11.50			
	15.00	10.00	砂				1	36	4.00	15.50			
	16.50	1.50	粘土				2	35	4.00	19.50			
20								34	4.00	23.50			
	25.50	9.00	砂礫				3	33	4.00	27.50			
	28.00	2.50	粘土				4	32	4.00	31.50			
30								31	4.00	35.50			
								30	4.00	39.50			
40								29	4.00	43.50			
	45.00	17.00	砂礫				5	28	4.00	47.50			
	48.50	3.50	粘土				6	27	4.00	51.50			
50								26	4.00	55.50			
								25	4.00	59.50			
60								24	4.00	63.50			
	68.00	19.50	砂礫				7	23	4.00	67.50			
	72.00	4.00	粘土混じり砂礫				8	22	4.00	71.50			
	75.00	3.00	粘土				9	21	4.00	75.50			
80								20	4.00	79.50			
	79.50	4.50	砂礫				10	19	4.00	83.50			
	81.00	1.50	粘土混じり砂礫				11	18	4.00	87.50			
90								17	4.00	91.50			
								16	4.00	95.50			
100								15	6.20	101.70			
	104.00	23.00	砂礫				12	14	2.00	103.70			
	106.00	2.00	砂礫・粘土互層				13	13	4.00	107.70			
110								12	4.00	111.70			
	109.00	3.00	砂礫				14	11	6.20	117.90			
	110.00	1.00	砂礫・粘土互層				15	10	4.00	121.90			
120								9	4.00	125.90			
	120.00	10.00	砂礫				16	8	6.20	132.10			
	124.00	4.00	粘土混じり砂礫				17	7	2.20	134.30			
130								6	6.20	140.50			
								5	6.20	146.70			
140								4	6.20	152.90			
150								3	6.20	159.10			
160								2	4.00	163.10			
	159.00	35.00	砂礫				18	1	4.00	167.00			
	162.00	3.00	砂礫混じり粘土				19						
	167.00	5.00	砂				20						